

2017年度 事業報告書

(2017年4月1日から2018年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の背景

2017年の全国の難民認定申請者数は、昨年より約9千人増加し、1万9,628人となった。しかし、難民認定者の数は昨年より8人減少し、20人とどまった。特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下、当法人）の活動する東海地域を管轄する名古屋入国管理局での申請者は1～8月で3千人を超えたが、同期間中の認定者数は0人である。法務省は、申請者の出身国の上位5か国であるフィリピン、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ネパールを「大量の難民・避難民を生じさせるような事情のない国」であり、申請者のほとんどが「就労目的の偽装難民」とし、難民条約の規定よりも厳しい認定基準の運用や、取り締まりの強化を行っている。実際に東海地域では、上記に挙げられているネパールからの難民認定申請者2人が名古屋高裁で難民不認定取り消し処分を勝ち取るも、その後の再申請で再度不認定の処分を受けた。さらに法務省は2018年1月12日には難民認定制度の運用見直しを行い、難民申請者が生活を支える就労の制限に加え、更に、そもそも申請者の本邦在留さえ否定している。2018年1月12日以降に難民認定申請を行う人はこれまでよりもさらに厳しい状況に置かれることとなる。

当法人は、自国を離れざるを得ない状況に置かれ、逃れた先の日本でも過酷な状況を強いられる東海地域の難民認定申請者が法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

第2 事業の実施に関する事項（当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施）

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2017年度は、難民／庇護希望者に対して、川口法律事務所会議室や協力団体、名古屋入国管理局での面会や外国人コミュニティにおいて相談に乗り、彼らが主体的に生きることができるよう支援（ケースワーク）を行った。相談者は、新規で85人の相談を受け、継続案件の電話相談を含めた支援は1,000件以上であった。新規相談者の国籍は24カ国に亘り、国籍の上位5か国はイラン14人、ネパール12人、インドネシア8人、パキスタン7人、フィリピン6人であった。

緊急支援に関しては、住居や生活費がない難民／庇護希望者を公的支援につなげる

ための情報提供や、健康に問題がある人については他団体の開催する外国人向けの健康相談会を紹介し、保険証がないが医療処置を受ける必要がある場合は無料低額診療を実施している病院への付き添い支援等を行った。

外国人のコミュニティを通じた働きかけについては、宗教指導者や、コミュニティの中核にいる人物と定期的に連絡を取ったり訪問したりすることで、その人物を通じて当法人へ相談が来るようになった。その他にもビルマ人のお祭りやフィリピン人が多く住む地域のお祭り、ロヒンギヤの相談者の友人等を訪問し、その場で相談を受けたり、コミュニティ内の人達との関係構築に努めたりした。また、2017年度は名古屋入国管理局へ9回訪問し、21人の収容者と面会した。面会した収容者の紹介で別の収容者からも相談の依頼が来ることも増え、名古屋入国管理局内での当法人の認知度が上がっていることが感じられた。

さらに、本年度は、個々の難民認定申請者の難民該当性の立証に非常に重要になる難民の出身国の一般情勢の整備に力を入れた。新しく出身国情報のデータベースを構築し、難民支援に関わる弁護士や支援者が利用できるようにした。

定住を見据えた支援では、就労に関して、難民／庇護希望者の採用を希望する企業への訪問や面談にて就労環境や条件の聴き取りを行い、難民／庇護希望者へ情報提供を行った。日本語学習に関しては、ボランティアによる日本語学校を訪問・見学して学習者のレベルや教室の運営等について聴き取りを行った。また、人道配慮による在留特別許可を受けた人を含めた難民認定申請者へ日本語学校を紹介した。ボランティアではない有料の日本語学校の奨学生として、人道配慮による在留特別許可を受けた人を当法人から推薦するといった支援も行った。日本で在留許可を受けた人からの家族呼び寄せの相談に関しては、弁護士と連携しながら呼び寄せが許可されなかった相談者を支援している。

事業計画において定めていた、難民申請者への生活支援及び法律支援、難民等への定住支援について、年度内の目標を達成することができた。

(2) 実施日時

2017年4月1日～2018年3月31日の主に平日10時～18時

(3) 実施場所

当法人や他団体の事務所、難民等の緊急宿泊施設、名古屋入国管理局の収容施設、東海地域の外国人コミュニティ等

(4) 従事者

主にスタッフ2人、ボランティア7人、当法人メンバー及び役員

(5) 対象者

新規相談85人、継続案件の電話でのケースワークを含めた支援1,000件以上

(6) 費用

6,951,781円 電話・FAX代、会議室代、交通費、謝金、業務委託費、コピー代、消耗品費、新聞図書費、租税公課

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

年々増加する名古屋入国管理局管轄の難民／庇護希望者に対して、継続的で効果的な支援を行うためには、他団体や世間一般からの理解・協力が不可欠である。このため、2017年度は難民支援を行う他団体や個人との連絡会・勉強会を定期的で開催した。その中で当法人の活動への助言や、他団体から外国人コミュニティや難民支援に関する情報提供を受けることもできた。また、当法人のボランティアには、難民認定申請者の出身国情報の翻訳や、啓発活動のイベント時など、様々な場面で協力を得た。

啓発活動については、公共の場でのイベントや当法人の事務局がある川口法律事務所で開催した難民理解講座にて、難民支援を行う団体や個人を講師として招き、様々な観点から東海地域における難民支援の事例の話聞き、参加者と議論した。難民理解講座には毎回 10 名程度の参加希望があり、複数回に亘る参加者もいた。また、イベントや講座後に当法人へ支援の申し出を受けることもあった。継続的に多くの情報を発信することで、市民の難民への理解を促すとともに、当法人への支援者の増加につなげることができた。さらに、本年度新たな試みとして、ビルマコミュニティが主催するお祭りに親子で参加できるスタディツアーを他団体と共催した。

活動を通じて今年度の事業目標を達成することができた。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 母国に帰れない人の今（パネル展示・当法人の活動紹介）

- ・日時：2017年4月17日（月）～2017年4月22日（土）
- ・場所：イオン八事店4階 G.G フロア イベント会場
- ・従事者：特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会、当法人（共催）
- ・参加者：約 60 人

(い) 母国に帰れない人の今（トークイベント）

- ・日時：2017年4月23日（日）
- ・場所：イオン八事店4階 G.G フロア イベント会場
- ・従事者：国連 UNHCR 協会、当法人スタッフ（共催）
- ・参加者：約 60 人

(う) 故郷とわたし 25年ぶりに戻った祖国ビルマへの思い（トークイベント）

- ・日時：2017年6月17日（土）14時～16時45分
- ・場所：JICA 中部なごや地球ひろばセミナールーム B
- ・従事者：当法人（主催）、独立行政法人国際協力機構中部国際センター（後援）、特定非営利活動法人 国連 UNHCR 協会（協力）
- ・参加者：一般市民 52 人

(え) 日帰りスタディツアー ビルマ灯明祭り

- ・日時：2017年10月8日（日）17時～20時30分

- ・場所：ミッタディカパゴダ（名古屋市中川区）
- ・従事者：一般財団法人心豊かな社会をつくるための子供教育財団（主催）、当法人（企画・運営）
- ・参加者：一般市民 24人（親子）

(お) アフガニスタン料理教室の開催

- ・日時：2018年3月17日（土）10時～15時
- ・場所：コープあいち 生協生活文化会館
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：一般市民 11人

(か) 難民理解講座の開催

- ・回数：期間中4回
- ・場所：川口法律事務所
- ・内容：難民認定制度、東海地域に暮らす難民の現状、難民支援等
- ・参加者：一般市民 各回約10人

(き) 連絡会・勉強会の開催

- ・回数：期間中10回
- ・場所：川口法律事務所
- ・内容：個々の難民支援のケースシェア、難民認定手続や難民の出身国情報、難民のコミュニティ等に関する情報共有及び議論。難民への緊急支援及び手続中の生活と法律面、そして定住までの一貫した支援の提供を行うための連携強化。
- ・参加者：学生、支援者、弁護士、行政書士、研究者や 各回約10人

(く) 他団体主催の会や教育機関での講演、展示等

- ・日時：期間中依頼を受け、また応募して実施
- ・概要：
 - ① 名古屋熱田ローターアクトクラブ 街頭募金
2017年5月20日、金山駅
 - ② ビルマ水かけ祭りにて難民／庇護希望者を対象とした相談窓口を設置
2017年6月11日、鶴舞公園
 - ③ 東海社会学会 第10回大会にてブースを出展
2017年7月8日、名古屋大学東山キャンパス
 - ④ 愛知サマーセミナーにて「身近に難民がいる?!参加型で学ぼう」の講座を担当
2017年7月15日、同朋高等学校
 - ⑤ 多文化共生を進める団体交流会にて発表
2017年8月22日、名古屋国際センター
 - ⑥ ワールド・コラボ・フェスタにてブースを出展
2017年10月14日～2017年10月15日、オアシス21「銀河の広場」

- ⑦ NPO・NGO 論の授業にて講演
2017年11月6日、名古屋学院大学
- ⑧ 移民政策学会 2017年度冬季大会のシンポジウム「難民政策の制度構造の再検討—名古屋東海圏の動きから考える」にて名古屋東海圏の難民及び難民申請者の現状及び名古屋東海圏の難民認定裁判の分析と難民認定制度に対する意義を報告
2017年12月2日、南山大学
- ⑨ 高校2年生の授業にて「日本に逃れてきた難民から学んだこと」を講演
2017年12月14日、市邨高等学校
- ⑩ aichikara 合宿にて難民ワークショップの開催
2017年12月17日、定光寺野外活動センター
- ⑪ グローバル・アウェアネス・デイにて講演
2017年12月26日、関高等学校
- ⑫ 難民支援チャリティパーティー
2018年1月7日～8日 LUSH 名古屋パルコ店
2018年1月13日～14日 LUSH イオンモール岡崎店
- ⑬ 東海地域の難民の現状と当法人の活動について大学の授業で講演
2018年1月18日、中京大学
- ⑭ 企画展「HOME —故郷を離れて—」のトークイベントにて講演
2018年1月20日、JICA 中部なごや地球ひろば
- ⑮ P782 in Aichi の「レトルト大作戦」にて講演
2018年3月3日

- ・従事者：当法人
- ・参加者：一般市民、高校・大学生等

(け) メディア掲載

- ・2017年4月20日毎日新聞「支援活動紹介難民パネル展」
- ・2017年5月24日毎日新聞「難民支援を訴え該当で募金活動」名古屋熱田 RAC
- ・2017年6月11日中日新聞「ジュニア 知るコレ！今週のテーマ難民 認定待つ外国人増える」
- ・2017年6月18日毎日新聞「難民問題解決訴え名古屋在日ミャンマー人講演」
- ・2017年6月19日中日新聞「難民認められず カナダが永住権」「24年いた日本「嫌いだ」」
- ・2017年9月8日毎日新聞「「難民らに理解を」9日、NPO が市民講座」
- ・2017年11月22日朝日新聞「家族一緒に シリア男性 願い続けて」
- ・2017年12月13日岐阜新聞「千畝の記憶 岐阜からたどる足跡 難民認定狭い門戸」
- ・2018年3月15日 CBC 「イッポウ」

その他、日本国内の難民に関する報道多数

(こ) ボランティアの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容：個別支援、イベント、会計、広報、翻訳、調査等のボランティア
- ・場所：各イベント会場及び川口法律事務所

(3) 費用

1,452,281 円 印刷費、謝金、交通費、郵送料、消耗品費、新聞図書費

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

他地域の団体との連携に関しては、難民支援団体のネットワーク団体である「なんみんフォーラム(FRJ)」の、難民認定申請者に対する公的支援である外務省の「保護費」について、当法人のスタッフが国会議員への働きかけや外務省との勉強会を行った他、「収容代替措置(ATD)」の会議や、法務省・日弁連と NGO の「三者協議会」にもメンバーとして参加した。また、九州や関西の難民支援団体や入国管理局を訪問し、他地域の難民／庇護希望者の現状を確認するとともに、支援者達との関係を構築することができた。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

日本全国各地、特に名古屋地域

(4) 従事者

主にスタッフ 2 名

(5) 費用

1,037,444 円 旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、謝金、諸会費、支払手数料

4 その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(1) 事業内容

個々の難民への支援から明らかになった課題、運用の改正等に関する懸念点などについて、以下の通り、声明の発表や政策提言を行った。

- ・難民申請後の就労を不可とする報道に関する懸念の声明（2017年7月11日）
- ・法務省の難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しに対する声明（2018年1月15日）
- ・法務省からの2017年の難民認定者数等の発表に対する声明（2018年2月16日）

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

- (3) 実施場所
当法人事務所
- (4) 従事者
主にスタッフ 2 名
- (5) 費用
10,000 円 謝金

第 3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

- (1) 開催日時及び場所
2017 年 6 月 2 日 18 時～19 時 川口法律事務所
- (2) 議題
第 1 号議案 2016 年度の事業報告の件
第 2 号議案 2016 年度決算報告の件
第 3 号議案 定款の変更の件

2 理事会

- (1) 開催日時及び場所
2017 年 4 月 7 日 18 時 30 分～19 時、同年 7 月 7 日 18 時 30 分～19 時、同年 8 月 4 日 18 時 30 分～19 時、同年 9 月 8 日 18 時 30 分～19 時、同年 10 月 6 日 18 時 30 分～19 時、同年 11 月 2 日 18 時 30 分～19 時、2018 年 1 月 19 日 18 時 30 分～19 時、同年 2 月 9 日 18 時 30 分～19 時、同年 3 月 9 日 18 時 30 分～19 時
いずれも川口法律事務所
- (2) 議題
事業運営、事務局の組織及び運営、業務内容の報告と議論等

[了]